

○群馬県警察航空隊の運営に関する訓令の制定について（例規通達）

平成17年3月3日
群本例規第8号（地）警察本部長

〔沿革〕

平成22年3月群本例規第6号（務）、令和元年6月第11号（地）、3年9月第23号（務）改正

このたび、群馬県警察航空隊の運営に関する訓令（平成17年群馬県警察本部訓令甲第1号。以下「訓令」という。）を制定したが、解釈及び運用上の留意事項は次のとおりであるから誤りのないようにされたい。

なお、群馬県警察航空機の運用等に関する訓令の制定について（平成13年群本例規第22号）は、廃止する。

記

第1 制定の趣旨

各種警察事案の発生に伴う現場の要望に即応し得るため、群馬県警察用航空機（以下「航空機」という。）の機動性及び高速性をいかに発揮できるよう、航空隊の事務の効率化等を図るため、訓令を制定するものである。

第2 解釈及び運用上の留意事項

1 航空機の運用等（第3条関係）

航空関係法令とは、航空法（昭和27年法律第231号）、航空法施行令（昭和27年政令第421号）、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）等をいう。

2 警備第二課長の職務（第5条関係）

航空機の安全運航の確保は、最優先事項であり、組織が一体となり取り組むことが極めて重要であることから、「航空安全に関すること。」を警備部警備第二課長（以下「警備第二課長」という。）の職務とした。

3 航空隊長の職務（第6条関係）

警備部警備第二課航空隊長（以下「隊長」という。）は、その職権を行使するに当たっては、所属長たる警備第二課長の指揮を受ける必要がある。しかし、その全てについて指揮を受ける必要はなく、次に掲げるものを除き、指揮を受けた事項の運用に関すること等のほか、定例的なもの、簡易なもの等は自らの判断において、権限を行使することができる。

- (1) 重要と認められるもの
- (2) 異例に属し、又は先例となると認められるもの
- (3) 紛議論争があり、又は紛議論争を生ずるおそれがあると認められるもの
- (4) その他警備第二課長の指揮を受ける必要があると認められるもの

4 運航責任者の職務等（第7条関係）

運航責任者は、自らが不在となる場合は、あらかじめ運航責任者職務代行者を指定しておくものとした。これは運航責任者の不在時により航空機の運航に支障を来さないようにするためである。

5 運航責任者職務代行者の職務（第8条関係）

運航責任者職務代行者が行う職務を明確にしたものである。

なお、運航責任者職務代行者は、運航責任者の職務を代行した場合は、事後速やかに運航責任者に報告するものとする。

6 安全担当者（第9条関係）

安全担当者は、次に掲げる業務について、運航責任者の補佐の一環として行うものとする。

- (1) 航空機事故の防止に関する計画を立案すること。
- (2) 航空機を安全に運航するために必要な教育訓練を行うこと。
- (3) 航空従事者の健康管理に関する指導を行うこと。

7 勤務制（第10条関係）

航空隊員個々の勤務制については、別に定めるものとする。

8 警備活動（第12条の2関係）

航空機の運用について、大規模災害対応における運用が増加していることに鑑み、災害その他の場合における警備活動を航空隊の主たる任務として位置付けるものである。

9 削除

10 機長の指定（第16条関係）

運航責任者は、機長の指定に当たっては、当日の健康状態、任務内容、気象状態、操縦経験等に配慮すること。

11 飛行要請等（第17条関係）

航空機の飛行要請は、航空隊の活動を効果的に行うための調整を図る必要があることから、緊急を要する場合を除き、航空機を使用する前月の20日までにを行うこととした。

12 警察職員以外の者の搭乗（第19条関係）

警察職員以外の者の搭乗が必要と認めた所属長は、計画の初期段階において警察業務との関連性、必要性等について十分検討した上、搭乗者本人が署名した航空機搭乗申請書（乙）により申請させることとした。

13 臨時発着場（第20条関係）

- (1) 警察署長（以下「署長」という。）は、臨時発着場として、複数の航空機が離発着できる面積を有する場所を、警察署の管轄区域内に1か所以上確保するよう努めるものとする。
- (2) 署長及び隊長は、臨時発着場の実態を常に把握し、使用に影響を及ぼす事実を確認した場合は、臨時発着場の変更等について相互に協議の上、警備第二課長を経て警察本部長（以下「本部長」という。）に報告し、承認を受けることとした。

14 運航基準（第22条関係）

「運航基準」とは、風速、視程及び雲高等の気象条件に照らして、原則として飛行

を中止し、又は中断する基準をいう。

15 安全会議（第24条関係）

(1) 「安全会議」は、警備第二課長が次に掲げる事項を航空隊員に徹底するため、原則として1か月に1回又は航空事故その他重大な不具合事象が発生した場合に開催するものとした。

ア 航空安全の基本方針

イ 航空安全に関する具体的な留意事項

ウ その他航空安全意識の高揚に必要な事項

(2) 安全会議の計画、立案及び記録は、安全担当者が行うものとする。

16 緊急時の措置（第25条関係）

飛行中の緊急事態はその対応に大きな困難が伴うとともに、危険性も高く、また、警察航空機の事故が発生した場合はその社会的影響も極めて大きいことから、機長は、人又は物件に対する危難回避に万全を尽くすとともに、直ちにその旨を警察無線等により警備第二課長を経て本部長に報告することとした。

17 航空機事故の報告（第26条関係）

航空機事故が発生した場合の報告要領及び報告事項を定めたものである。

18 防護計画（第30条関係）

航空基地の防護計画は、自然災害、火災、避難その他非常の場合の措置に留意し、策定するものとする。